

行事保険について

1 市加入の内容（市民総合賠償補償保険、平成 24 年度分）

① 内容

「賠償責任保険（市施設の瑕疵や業務遂行上の過失に起因する損害）」と「補償保険（市主催の行事や市管理下のボランティア活動中の事故に対する見舞金）」で構成されている。

② 賠償責任保険

- 対象とする施設、業務
 - ・ スポーツ施設（体育館、野球場、ゲートボール場等のスポーツ施設）
 - ・ 社会体育業務

③ 保険類型と保険金額（支払限度額）

- 5 型②類 C 型
- 身体賠償（1 名につき 5,000 万円、1 事故につき 5 億円）、財物賠償（1 事故につき 1,000 万円）・
- 免責金額（1 事故につき：なし）
- 入院補償保険金（1~5 日：10,000 円等の区分あり）、通院補償保険金（1~5 日：5,000 円等の区分あり）、

2 民間の「レクリエーション傷害保険」の内容

① 内容

行事参加中に発生した偶然な外来の事故により、参加者がケガをしたり、死亡した場合に保険を支払う。

② 1 人あたりの保険金額（一例として、以下同じ）

- 死亡、後遺障害：500 万円、入院日額：3,000 円、通院日額：2,000 円

③ 1 人あたりの保険料(円)/日（超以下は団体割引で、20 名超:5 円、500 名超:10 円）

- 軟式野球、剣道、バスケットボール（144、20 名超 137、500 名超 130）
- 柔道、空手道、相撲（287、20 名超 273、500 名超 259）
- その他競技（30、20 名超 28、500 超 26）

④ その他

- トーナメント方式の場合は、通算の延べ人数で計算。最小保険料との関係上、団体割引を行わない場合がある。
- 賠償責任保険(他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合)は別途契約
- 他の保険と重複しても、保険金をそれぞれで支払う。